

(36) 可住地面積割合 54.5% (総面積当たり)

指標の説明

「可住地面積割合」とは、総面積に対する可住地面積の割合で、土地利用に係る指標として用いられる。

可住地面積：総面積から林野面積及び主要湖沼面積（面積1km²以上の湖沼）を差し引いて算出される。

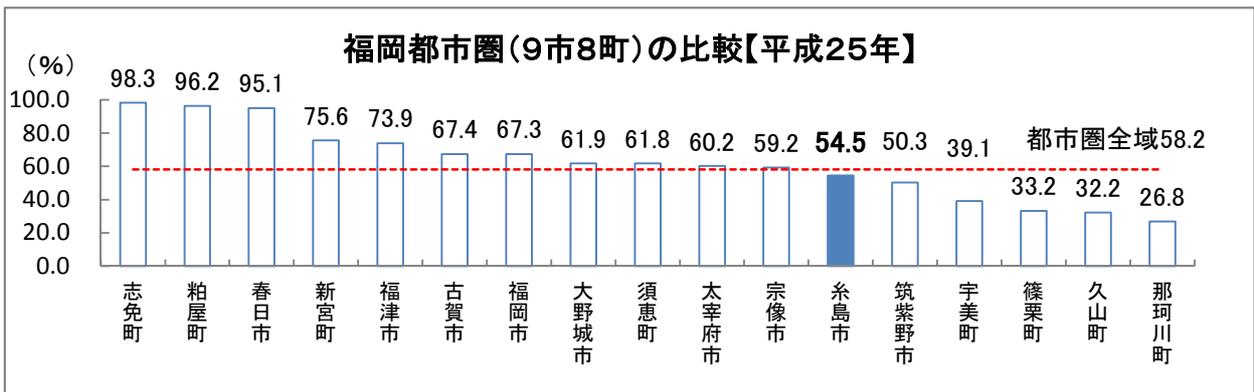
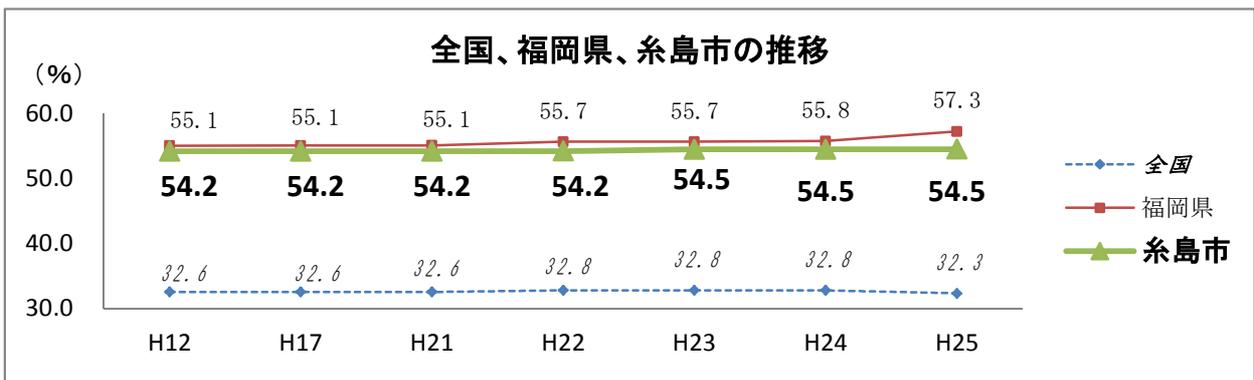
指標の算出根拠 基礎データの資料

可住地面積割合（総面積当たり）＝可住地面積÷総面積

【可住地面積：11,789ha、総面積：21,615ha（平成25年・糸島市）】

※全国の総面積は、北方四島及び竹島を除いて算出。

資料：国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」
総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年の糸島市の可住地面積割合（総面積当たり）は、54.5%。平成12年以降で見るとほぼ横ばいとなっている。

また、全国の32.3%と比べ22.2ポイント高く、福岡県の57.3%と比べ2.8ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

※福岡都市圏全域の可住地面積割合（総面積当たり）は58.2%

※福岡都市圏9市8町の可住地面積割合（総面積当たり）の単純平均は61.9%

(37) 道路実延長 5.17km (総面積1km²当たり)

指標の説明

「道路実延長」とは、道路の総延長から、重用延長（上級路線重複区間）、未供用延長（供用開始の未告示区間）、渡船延長（海上、河川、湖沼の、道路法の規定に基づく供用区間）を除いた延長をいい、交通行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

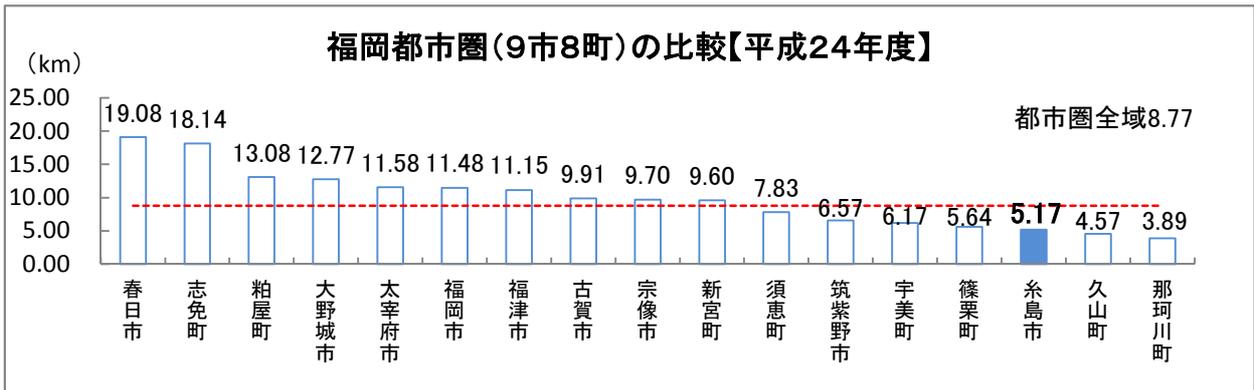
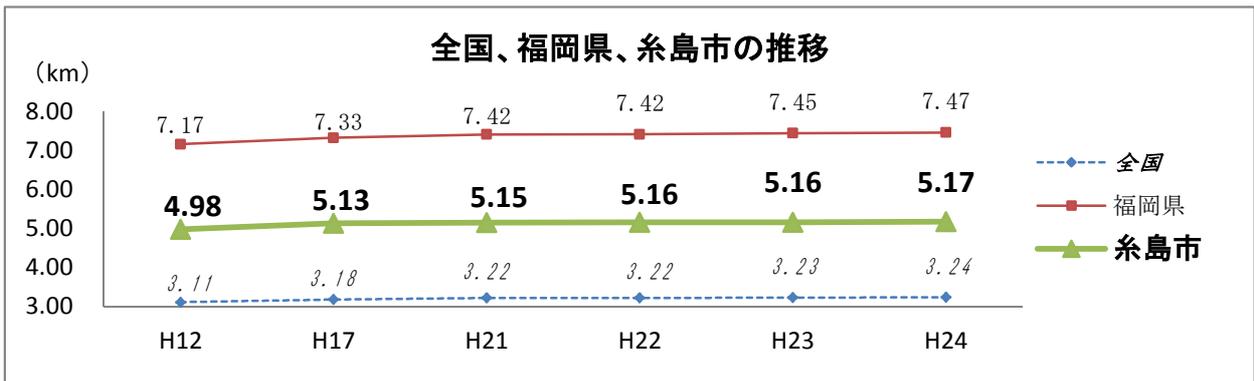
道路実延長（総面積1km²当たり）＝道路実延長÷総面積

【道路実延長：1,118.30km、総面積：216.15km²（平成24年度・糸島市）】

資料：国土交通省道路局「道路統計年報」

国土交通省国土地理院測図部「全国都道府県市区町村別面積調」

総務省統計局「統計でみる都道府県（市区町村）のすがた」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成24年度の糸島市の道路実延長(総面積1km²当たり)は、5.17km。平成12年度以降で見ると増加傾向にあり、12年間で0.19km増加している。

また、全国の3.24kmと比べ1.93km長く、福岡県の7.47kmと比べ2.3km短い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち3番目に短い。

※福岡都市圏全域の道路実延長(総面積1km²当たり)は8.77km

※福岡都市圏9市8町の道路実延長(総面積1km²当たり)の単純平均は9.78km

(38) 道路舗装率（市町村道） 84.1%

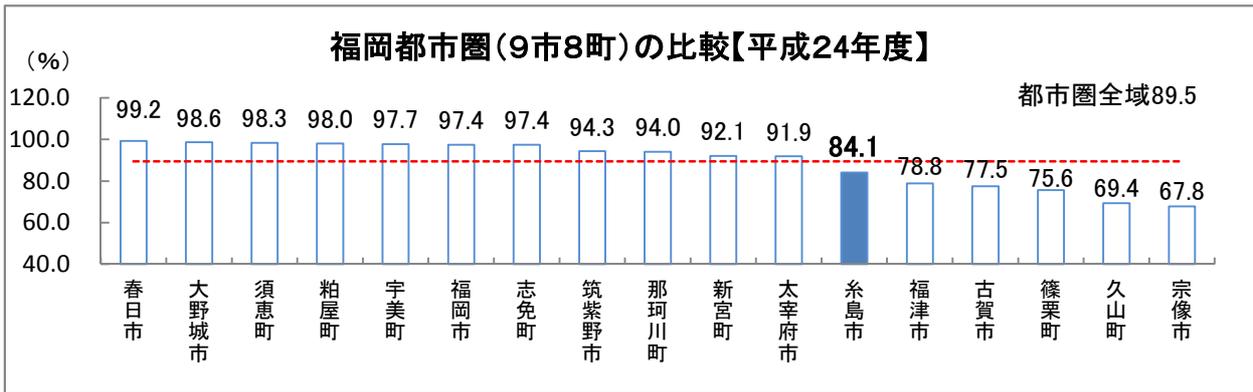
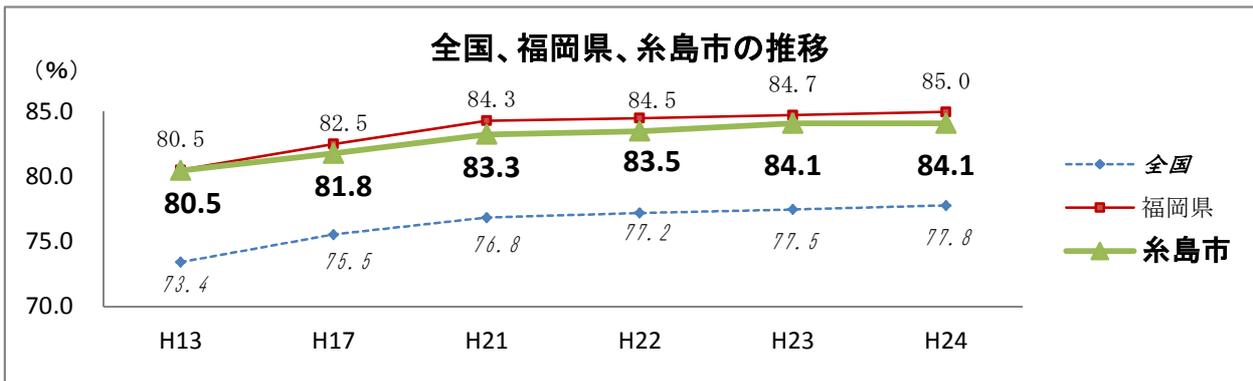
指標の説明

「道路舗装率」とは、道路実延長に対する舗装道路実延長の割合で、人や車両が円滑でかつ安全な交通を図るとともに、沿道環境の保全に資するための指標として用いられる。なお、舗装とは、道路面をれんが、石片、アスファルト、セメントなどで固めたものをいう。一般には、アスファルト舗装またはセメントコンクリート舗装が用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

道路舗装率＝舗装道路実延長÷道路実延長（※全て市町村道により算定）
 【舗装道路実延長：780.3km、道路実延長：928.4km
 （平成24年度・糸島市）】

資料：国土交通省道路局「道路統計年報」
 福岡県道路維持課「道路現況」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成24年度の糸島市の道路舗装率（市町村道）は、84.1%。平成13年度以降で見ると増加傾向にあり、11年間で3.6ポイント増加している。

また、全国の77.8%と比べ6.3ポイント高く、福岡県の85.0%と比べ0.9ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に低い。

※福岡都市圏全域の道路舗装率（市町村道）は89.5%

※福岡都市圏9市8町の道路舗装率（市町村道）の単純平均は88.9%

(39) 持ち家率 76.9%

指標の説明

「持ち家率」とは、住宅に住む一般世帯のうち、持ち家に住む世帯の割合で、住環境に係る指標として用いられる。

一般的に、地価の高い地域（大都市など）ほど持ち家率は低くなり、反対に地価の安い地域ほど持ち家率は高くなる傾向がある。

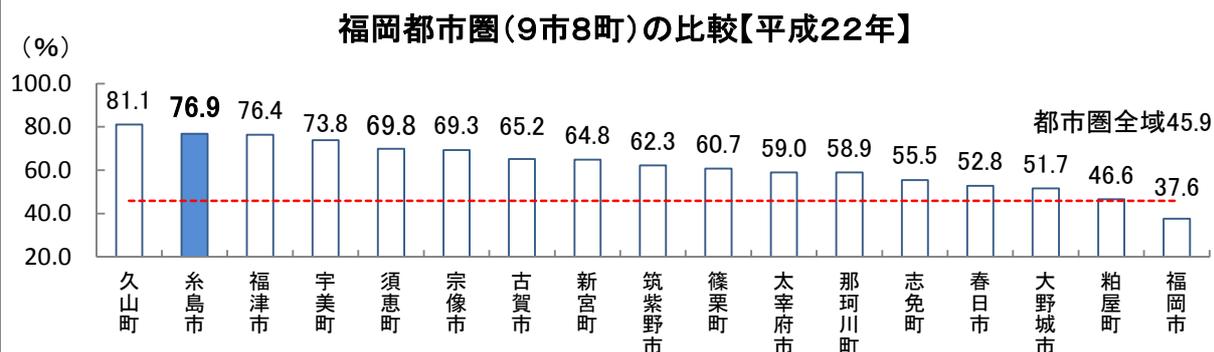
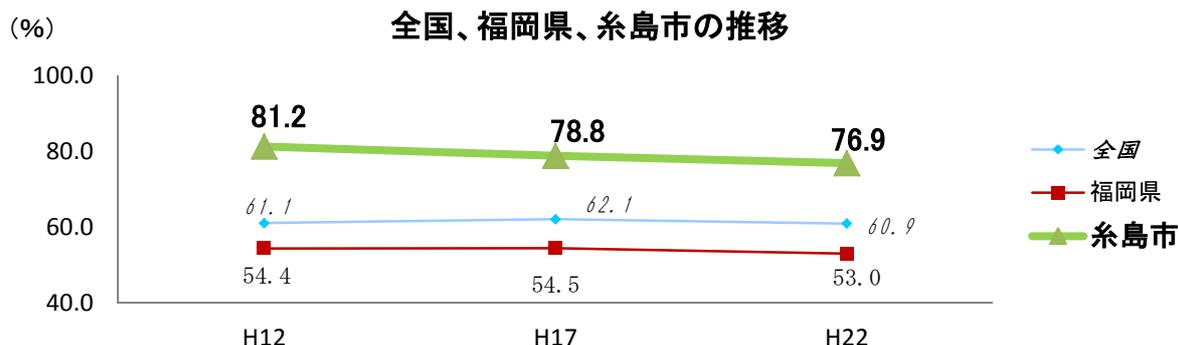
指標の算出根拠 基礎データの資料

持ち家率＝持ち家に住む世帯÷住宅に住む一般世帯

【持ち家に住む世帯：25,631世帯、住宅に住む一般世帯：33,346世帯（平成22年・糸島市）】

※平成12年及び17年は、1市2町の平均値。

資料：総務省統計局「国勢調査報告」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成22年の糸島市の持ち家率は 76.9%。平成12年以降で見ると、一貫して減少しており、10年間で4.3ポイント減少している。

また、全国の60.9%と比べ16.0ポイント、福岡県の53.0%と比べ23.9ポイント高い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち2番目に高い。

※福岡都市圏全域の持ち家率は45.9%

※福岡都市圏9市8町の持ち家率の単純平均は62.5%

(40) 都市公園等面積 **5.00㎡** (都市計画区域人口一人当たり)

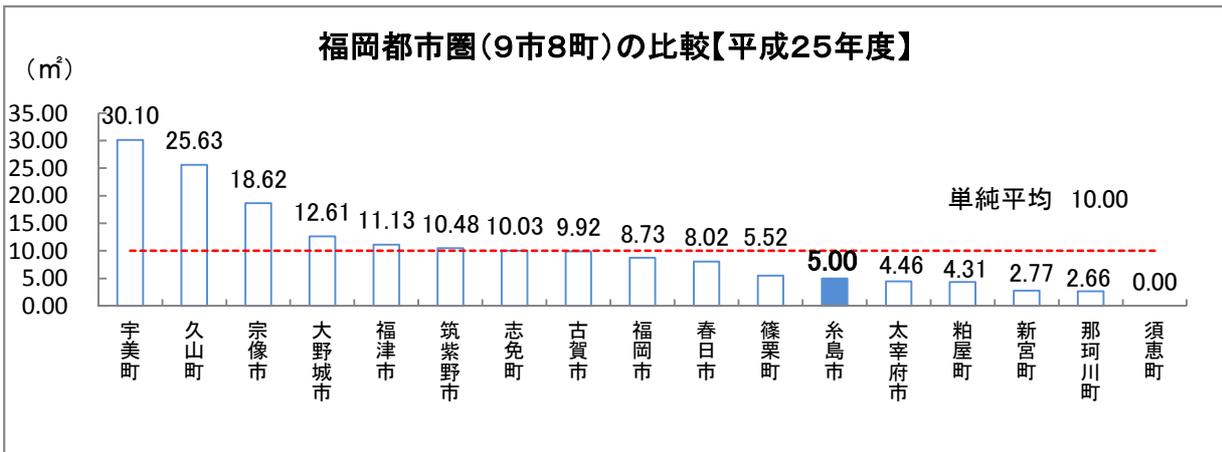
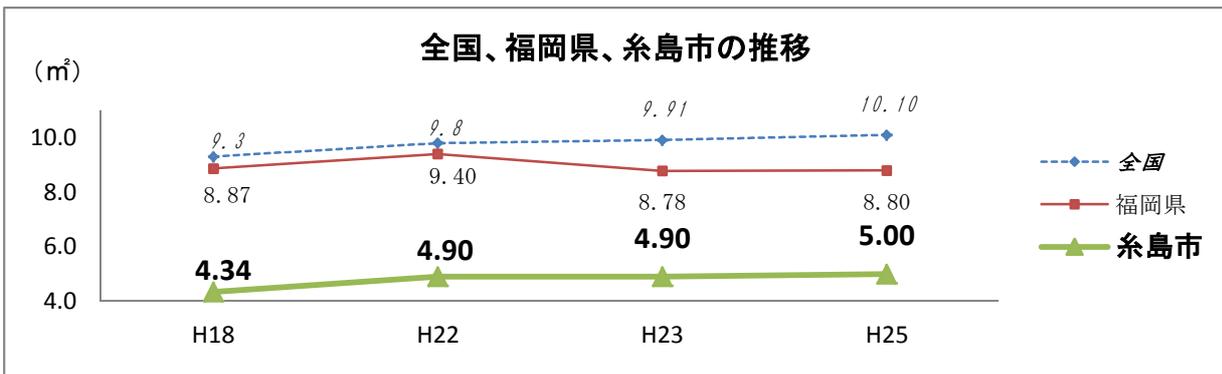
指標の説明

「都市公園等面積」とは、都市公園法に基づき国または地方公共団体が設置する公園や緑地、都市計画区域外において都市公園に準じて設置されている特定地区公園（カントリーパーク）の面積のことで、公園や緑地の整備や維持管理に係る都市行政の指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

都市公園等面積（人口一人当たり）＝都市公園等総面積÷人口総数
【総面積：49.95ha、人口総数：100千人（都市計画区域人口）
（平成25年度・糸島市）】

資料：国土交通省都市局、福岡県公園街路課「都市公園等整備現況調査」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年度の糸島市の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は、5.00㎡。平成18年度から7年間で0.66㎡増加している。
また、全国の10.00㎡と比べ5.00㎡、福岡県の8.80㎡と比べ3.80㎡少ない。
福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に少ない。

※福岡都市圏全域の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)は9.08㎡

※福岡都市圏9市8町の都市公園等面積(都市計画区域人口一人当たり)の単純平均は10.00㎡

(41) 水道普及率 77.9%

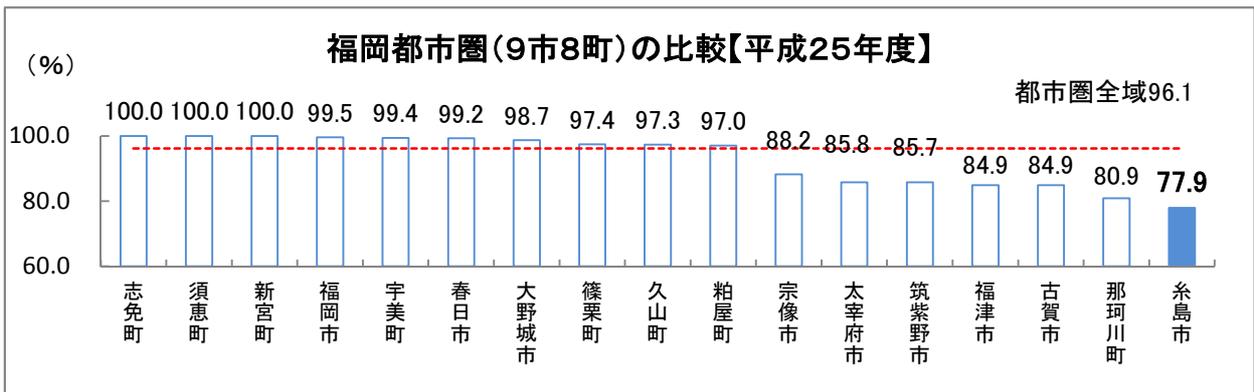
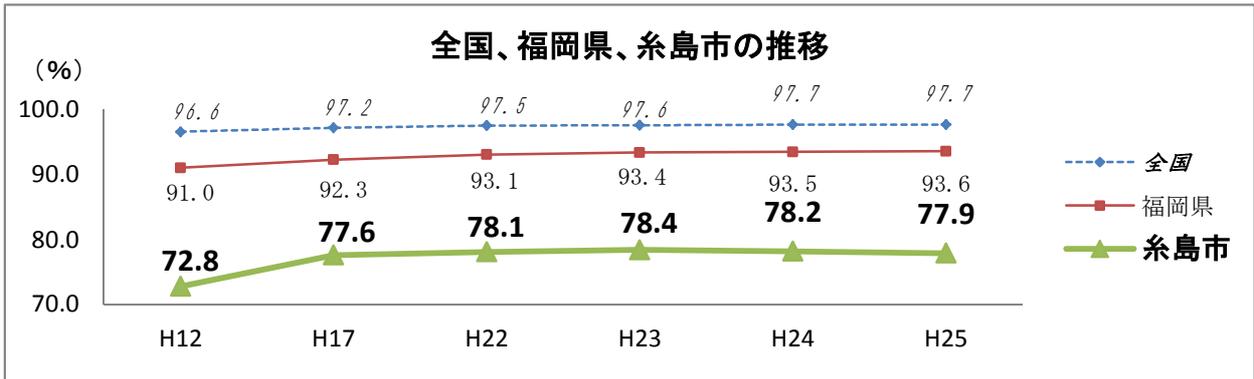
指標の説明

「水道普及率」とは、人口総数に対する給水人口総数（上水道、簡易水道及び専用水道による給水人口の総数）の割合で、水道施設整備や上水道事業など、水道行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

水道普及率＝給水人口総数（上水道＋簡易水道＋専用水道）÷人口総数
 【給水人口総数：75,755人、人口総数：97,216人（平成25年度・糸島市）】

資料：厚生労働省健康局「水道の基本統計」
 福岡県水資源対策課「福岡県の水道」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年度の糸島市の水道普及率は、77.9%。平成17年度以降はほぼ横ばいで推移している。平成12年度から13年間で5.1ポイント増加している。

また、全国の97.7%と比べ19.8ポイント、福岡県の93.6%と比べ15.7ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち最も低い。

※福岡都市圏全域の水道普及率は96.1%

※福岡都市圏9市8町の水道普及率の単純平均は92.7%

(42) 汚水処理人口普及率 86.0%

指標の説明

「汚水処理人口普及率」とは、人口総数に対する汚水処理人口の割合で、生活排水処理施設がどの程度普及しているかなど、下水道行政に係る指標として用いられる。

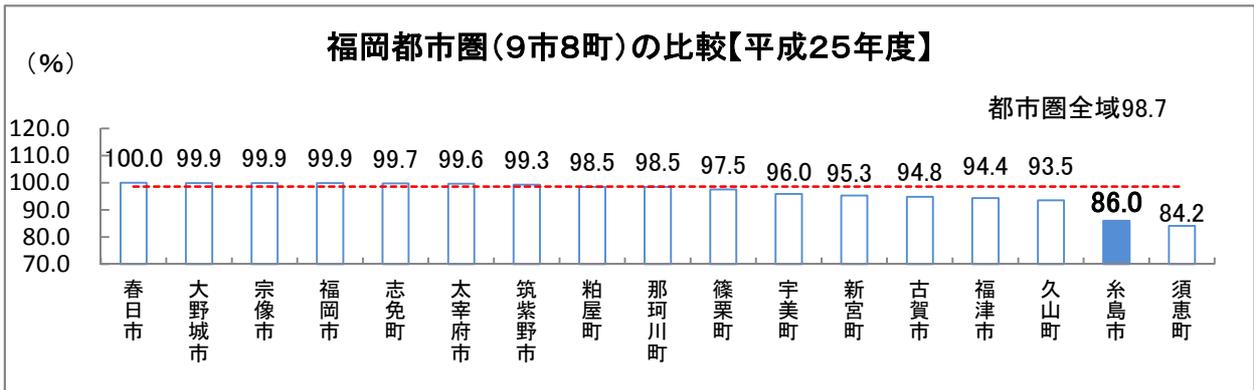
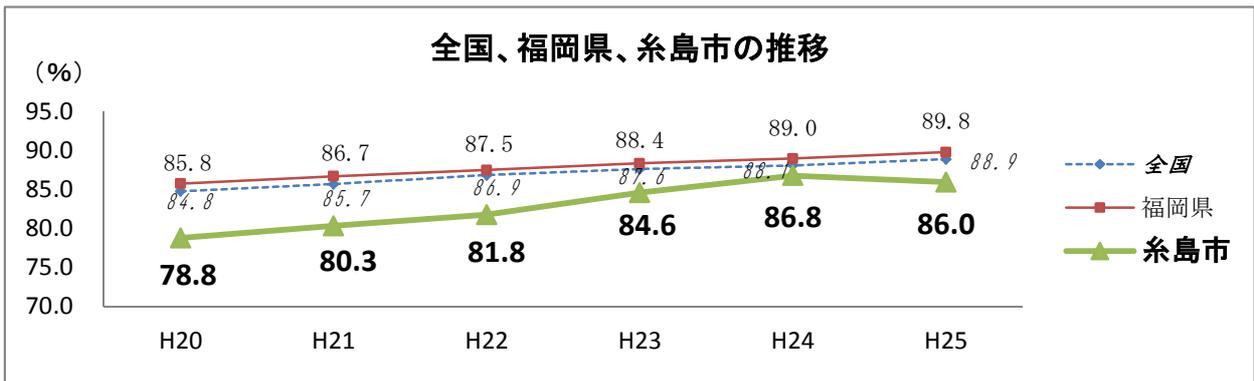
汚水処理人口：公共下水道、農業集落排水施設等、合併浄化槽、コミュニティ・プラント（地域し尿処理施設）の整備人口。

指標の算出根拠 基礎データの資料

汚水処理人口普及率＝汚水処理人口÷人口総数

【汚水処理人口：85,862人、人口総数：99,885人
（平成25年度・糸島市）】

資料：農林水産省・国土交通省・環境省「汚水処理人口普及状況」
福岡県下水道課「福岡県の下水道」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年度の糸島市の汚水処理人口普及率は、86.0%。平成20年度から5年間で7.2ポイント増加している。

また、全国の88.9%と比べ2.9ポイント、福岡県の89.8%と比べ3.8ポイント低い。

福岡都市圏内では、全17市町のうち2番目に低い。

※福岡都市圏全域の汚水処理人口普及率は98.7%

※福岡都市圏9市8町の汚水処理人口普及率の単純平均は96.3%

(43) 建物火災出火件数 21.5件

(人口10万人当たり)

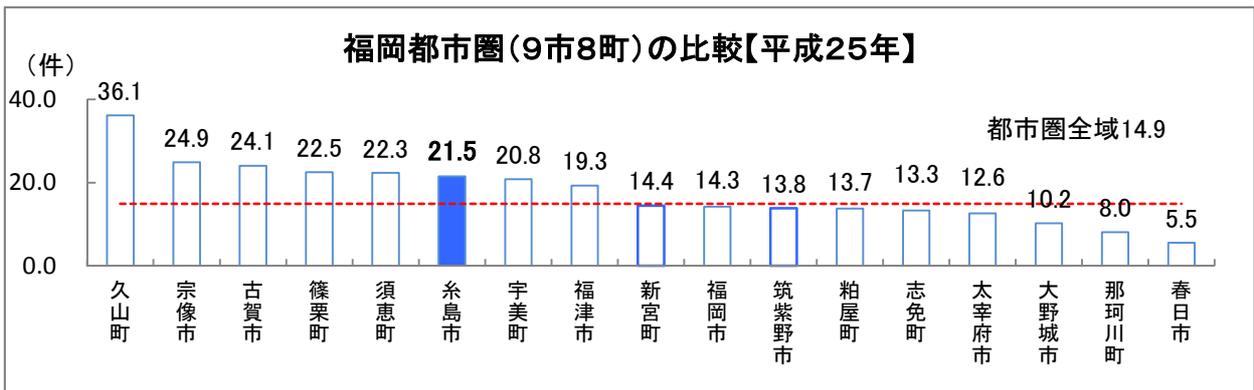
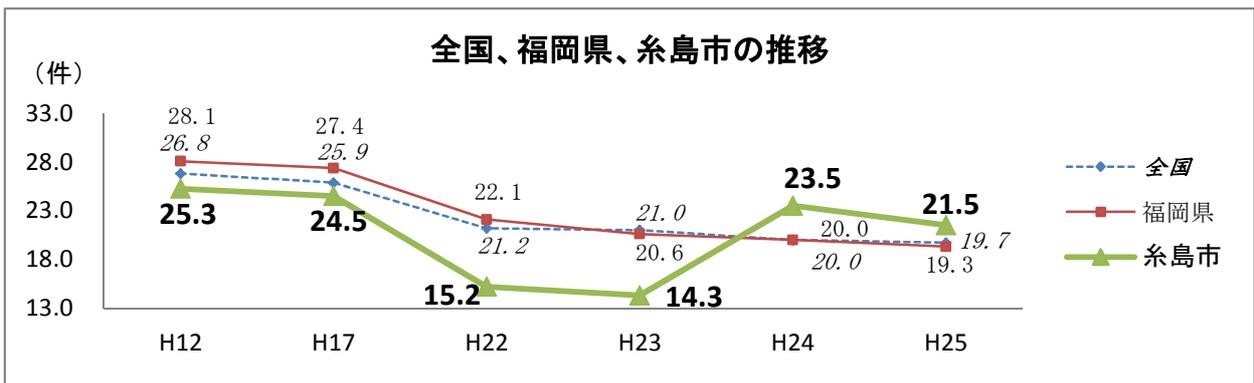
指標の説明

「建物火災出火件数」とは、建物またはその収容物が焼損した火災件数。全国的にも全火災の約6割を占めるため、防災活動の推進や防災計画の策定など、消防行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

建物火災出火件数（人口10万人当たり）＝出火件数÷人口総数×100,000
【出火件数：21件、人口総数：97,735人（平成25年・糸島市）】

資料：総務省消防庁・福岡県消防防災課「消防白書・消防年報」
総務省統計局「人口推計」
福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年の糸島市の建物火災出火件数（人口10万人当たり）は、21.5件。平成12年から13年間で3.8件減少している。また、全国の19.7件と比べ1.8件、福岡県の19.3件と比べ2.2件多い。福岡都市圏内では、全17市町のうち6番目に多い。

※福岡都市圏全域の建物火災出火件数（人口10万人当たり）は14.9件
※福岡都市圏9市8町の建物火災出火件数（人口10万人当たり）の単純平均は17.5件

(44) 交通事故発生件数

665件
(人口10万人当たり)

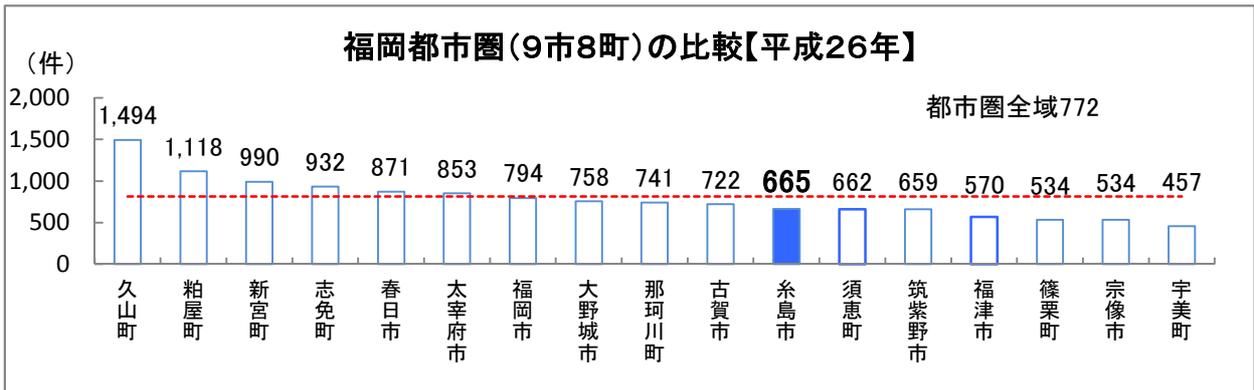
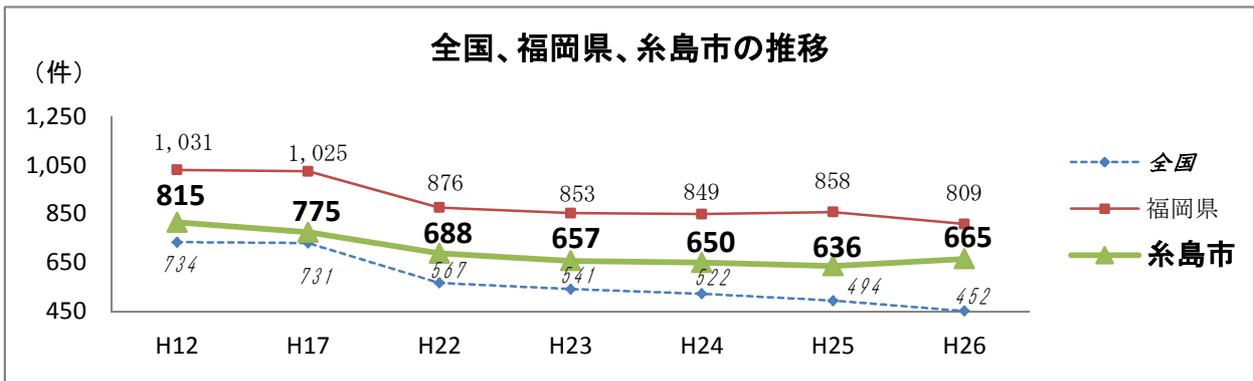
指標の説明

「交通事故発生件数」とは、道路交通法に規定されている道路において、車両（軽車両を含む）、路面電車及び列車の交通による人の死亡や負傷を伴う事故の件数で、地域の交通安全や飲酒運転の撲滅など、交通行政に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

交通事故発生件数（人口10万人当たり）＝発生件数÷人口総数×100,000
【発生件数：647件、人口総数：97,313人（平成26年・糸島市）】

資料：警察庁交通局・福岡県警察本部「交通統計・交通年鑑」
総務省統計局「人口推計」
福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成26年の糸島市の交通事故発生件数(人口10万人当たり)は、665件。平成12年以降で見ると減少傾向にあり、14年間で150件減少している。また、全国の452件と比べ213件多く、福岡県の809件と比べ144件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち7番目に少ない。

※福岡都市圏全域の交通事故発生件数(人口10万人当たり)は772件
※福岡都市圏9市8町の交通事故発生件数(人口10万人当たり)の単純平均は786件

(45) 救急車の現場到着平均所要時間 7.7分

指標の説明

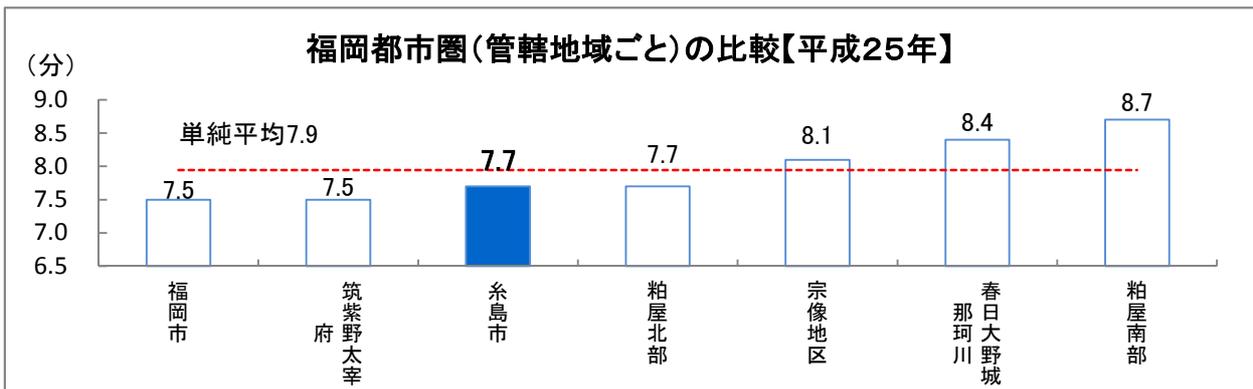
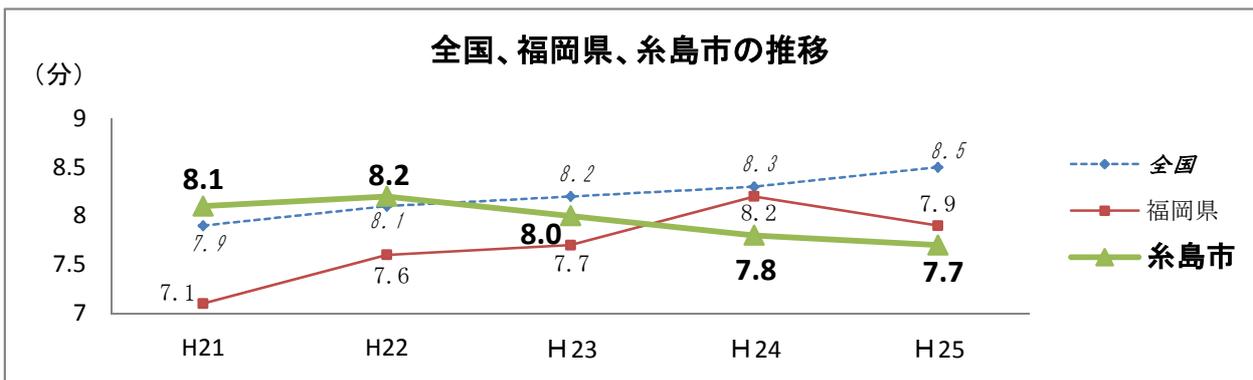
「救急車の現場到着平均所要時間」とは、覚知（119番通報）から現場到着までの所要時間の平均時間で、救急及び救助に係る指標として用いられる。

指標の算出根拠 基礎データの資料

救急車の現場到着平均所要時間＝覚知時刻（入電時刻又は指令時刻）から現場到着時刻までに要した時間の合計
÷ 救急車の出動回数

（平成25年・糸島市）

資料：総務省消防庁・福岡県消防防災課「消防白書・消防年報」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年の糸島市の救急車の現場到着平均所要時間は、7.7分。
平成21年からの4年間で0.4分短縮している。
また、全国の8.5分と比べ0.8分、福岡県の7.9分と比べ0.2分短い。
福岡都市圏内では、全7管轄地域のうち3番目に短い。

※福岡都市圏9市8町の救急車の現場到着平均所要時間の単純平均は7.9分

(46) 空き家率

9.4%

指標の説明

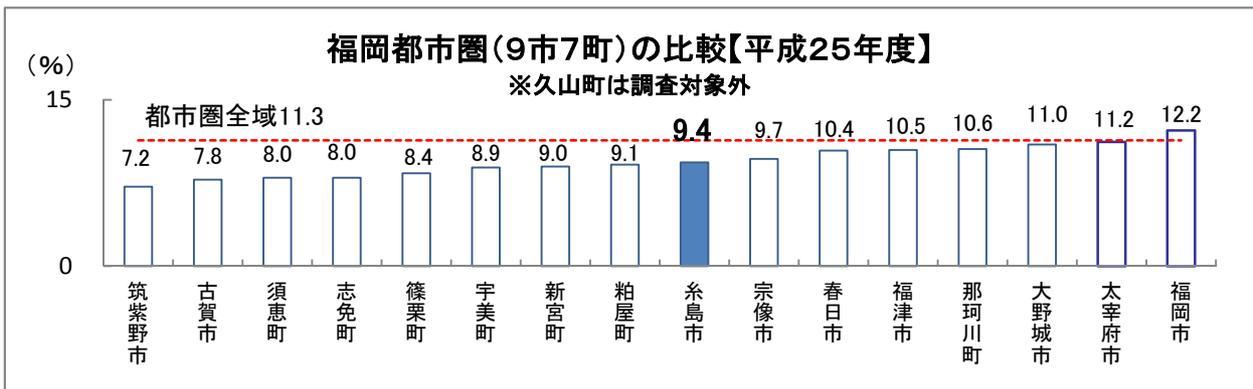
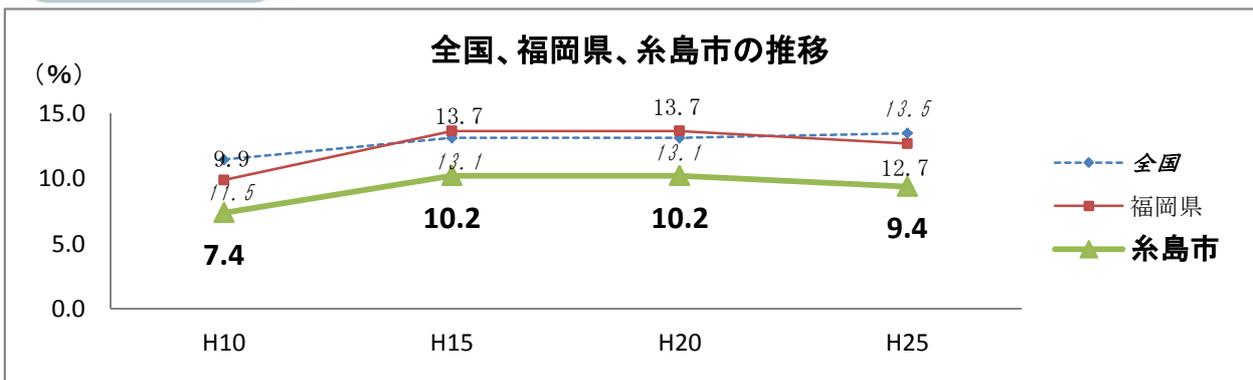
空き家率は、総住宅数に占める空き家の割合で、定住促進対策や危機管理行政の指標として用いられる。
 空き家とは、二次的住宅（別荘など）、賃貸や売却のために空き家になっている住宅、その他の住宅の合計である。

指標の算出根拠 基礎データの資料

空き家率 = 空き家総数 ÷ 総住宅数

【空き家総数：3,550戸、総住宅数：37,920戸（平成25年度・糸島市）】
 ※人口規模により調査対象となる調査区が抽出されるため、平成10年については前原市のみ、平成15年及び平成20年については前原市及び志摩町のみ
 の数値をもとに算出。

資料：総務省統計局「住宅・土地統計調査」



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成25年度の糸島市の空き家率は、9.4%。平成10年度から15年間で2.0ポイント増加している。
 また、全国の13.5%と比べ4.1ポイント、福岡県の12.7%と比べ3.3ポイント低い。
 福岡都市圏内では、全16市町のうち8番目に高い。

※福岡都市圏全域の空き家率は11.3%
 ※福岡都市圏9市7町の空き家率の単純平均は9.5%

(47) 刑法犯認知件数 7.4件 (人口千人当たり)

指標の説明

「刑法犯認知件数」とは、刑法犯についての被害の届出、告訴、告発などにより、その発生を警察において認知した件数で、治安を図る指標として用いられる。

刑法犯：ここでは、交通事故に係る業務上（重）過失致死傷罪を除き、殺人・強盗・暴行・傷害・窃盗・詐欺などを包括したものをいう。

指標の算出根拠 基礎データの資料

刑法犯認知件数（人口千人当たり）＝認知件数÷人口総数×1,000

【発生件数：719件、人口総数：96,532人（平成27年・糸島市）】

※国外及び発生地不明は除く。

※平成12年、平成17年、平成22年、平成27年の人口総数は国勢調査人口。

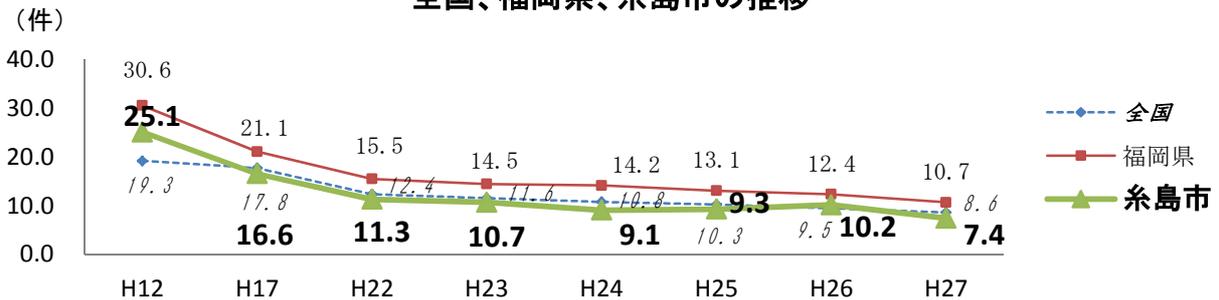
※平成27年の人口総数は、平成27年国勢調査の速報値。

資料：警察庁刑事局・福岡県警察本部「犯罪統計」

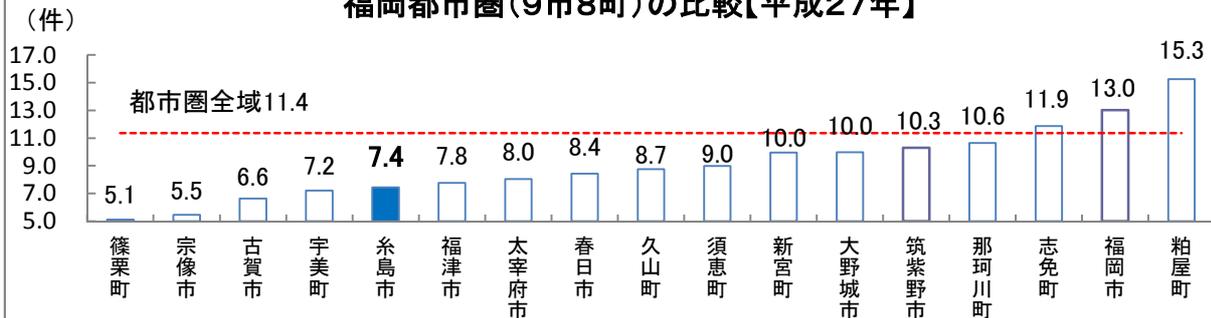
総務省統計局「人口推計」

福岡県調査統計課「福岡県の人口と世帯年報」

全国、福岡県、糸島市の推移



福岡都市圏(9市8町)の比較【平成27年】



統計データ(グラフ) から見る市の動向

平成27年の糸島市の刑法犯認知件数（人口千人当たり）は、7.4件。平成12年以降で見ると減少傾向にあり、15年間で17.7件減少している。

また、全国の8.6件と比べ1.2件、福岡県の10.7件と比べ3.3件少ない。福岡都市圏内では、全17市町のうち5番目に少ない。

※福岡都市圏全域の刑法犯認知件数（人口千人当たり）は11.4件

※福岡都市圏9市8町の刑法犯認知件数（人口千人当たり）の単純平均は9.1件